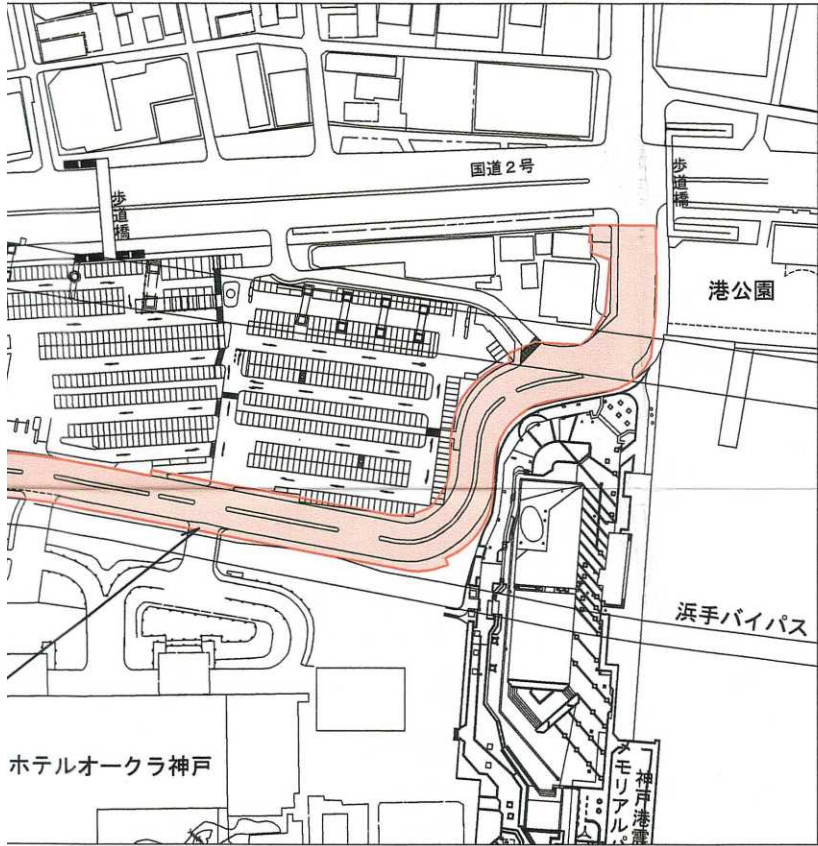
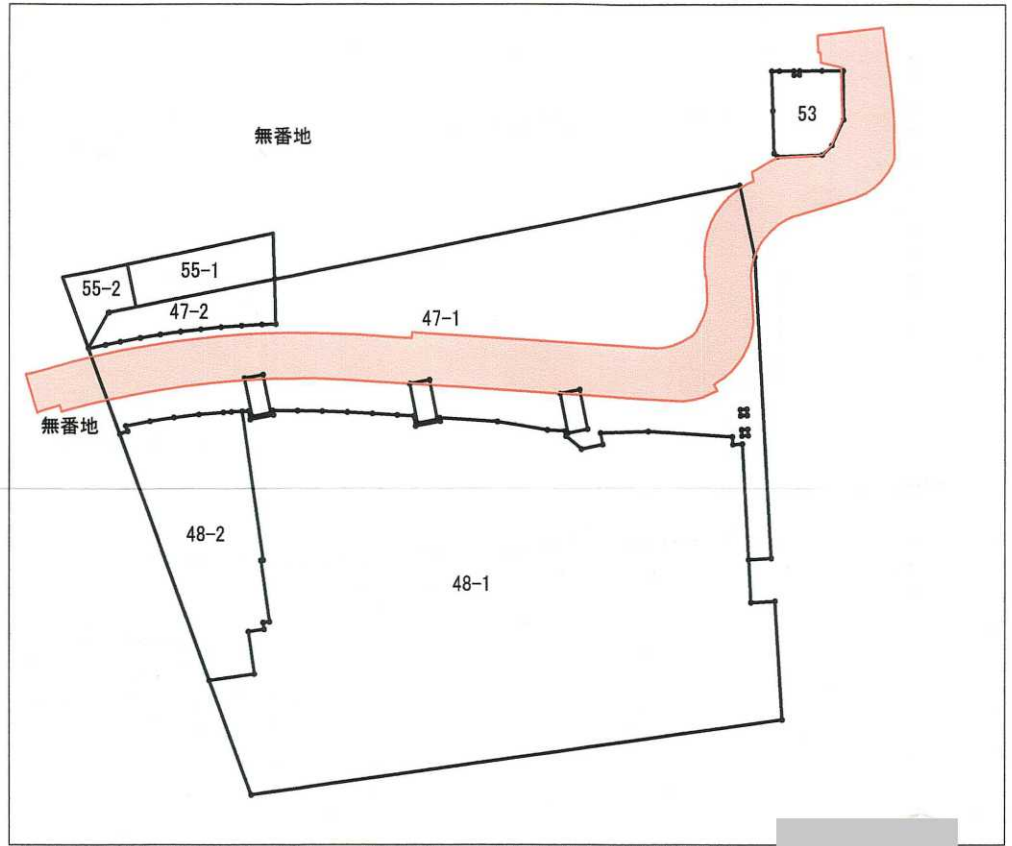


・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。



字限図



神戸法務局にてH24. 8. 30 転写 神戸市みなと総局みなと振興部経営課



・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。